



生ごみ

田子～四日市地区

各ごみ集積所に生ごみ回収ボックスを設置しておきますので、各家庭では良く水切りした『生ごみ』のみを、バケツなどに入れて持ち込み、回収ボックスにあけてください。



！出し方の注意点

『生ごみ』を出す際は以下の事を必ず守ってください。
水切りをきちんとし、ビニール類・割り箸・つまようじ類・アルミホイル類・たばこの吸い殻・プラスチック類・金属類・紙類を絶対に混入させないでください。

魚の頭や骨、とうもろこしの芯、貝殻など**固いものは燃えるごみ**に出してください。

『生ごみ』は、貴重な資源として再利用されます。

田子～四日市地区以外

できるだけ生ごみ処理機やコンポストで処理しましょう。やむなく出す場合は、水をよく切り、**燃えるごみ**に出してください。



生ごみ処理機の購入補助制度があります。

町では、家庭から出る生ごみを減量化や堆肥化する生ごみ処理機等を購入する方に購入費の一部をくずまき商品券で助成しています。

生ごみ処理機を利用することで、ごみの減量につながります。

対象機器と補助額

- ・電動式生ごみ処理機：購入費用の 1/2 以内の額（上限 3 万円）
- ・生ごみ処理容器（コンポスト等）：購入費用の 1/2 以内の額（上限 8 千円）（千円未満の端数は切り捨て）

問い合わせ先：農林環境エネルギー課環境衛生担当 ☎ 65-8985

集団資源回収への補助

資源として再利用できる古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック）、空き缶（アルミ缶、スチール缶）、ビン類（ビール瓶、一升瓶）、ビンケースを回収業者に売却した団体（町内の自治会、PTA、子供会または学校）へ補助します。

補助金額

- ・年間活動費：3 千円 + 売却した重量または本数に下記単価を乗じ合算した額
- 古紙類、空き缶 5 円/kg ビン類 5 円/本
- びんケース 5 円/箱

問い合わせ先：農林環境エネルギー課

環境衛生担当 66-8985



事業所系一般ごみ

「ごみ集積所には出せません!!」

- 会社、工場、商店、事務所などから出る事業系一般ごみは、法律で事業所自らの責任で自己処理することになっております。
- 多量のごみを集積所に排出しますと、地区のみなさんの迷惑になります。少量のごみ（10kg未満）についても、適正に処理してください。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 自分で処理施設に持ち込むか、廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

持ち込む場合

持込場所	葛巻町清掃センター ☎ 66-4286
受付時間	月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分 土曜日（第 2、第 4 以外） 午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分 休み：第 2、第 4 土曜日、日曜日、お盆、年末年始
処理料金	事業所系ごみ 1 kg あたり 6 円